

申告に必要なもの

- ・ 給与や年金の源泉徴収票 ・ 金銭出納帳やその他金銭の受領書など
- ・ 国民年金保険料控除証明書
- ・ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意保険の領収書※¹
- ・ 生命保険料控除証明書 ・ 地震保険料控除証明書 ・ 医療費控除の明細書
- ・ セルフメディケーション税制の明細書※²
- ・ ふるさと納税の寄附金受領証明書※³
- ・ 障害者手帳や療育手帳 ・ 申告する本人名義の通帳と銀行印



※1 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意保険の領収書は、令和7年中の領収印があるものを用意してください

※2 医療費控除の明細書およびセルフメディケーション税制の明細書は、領収書での申告は受付できませんので、事前に明細書にまとめてください

※3 ふるさと納税をした人は、ワンストップ特例をしていても、申告すると特例が無効となります

所得税の納付方法について

今年から原則として、所得税を納付書で支払うことができなくなりましたので、**口座振替等での納付をお願いします。**

役場で申告される人は、『預貯金口座振替依頼書』への記入が必要となるため、**口座番号が分かる通帳等と銀行印を忘れずにお持ちください。**

所得税の納付方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

電子申告(e-Tax)を利用して、確定申告を行いませんか？

2月12日(木)から13日(金)の2日間、お手持ちのマイナンバーカードとスマートフォンを使って、e-Taxで還付申告書を作成する補助を行う窓口を開設します。

マイナンバーカードとスマートフォンのほか、e-Taxで申告書を作成する場合にも、源泉徴収票等の確定申告に必要な書類一式を忘れずに持参してください。

なお、事前に下記の注意事項を確認の上、ご来庁ください。いずれかに対応できない場合は、e-Taxでの申告はできません。

- ①お手持ちのスマートフォンでマイナポータルアプリをインストールすることができる
- ②マイナンバーカードの交付時に設定した利用者証明用電子証明書および署名用電子証明書のパスワードを把握している
- ③マイナンバーカードをスマートフォンにかざして、マイナポータルアプリにログインすることができる

\\ e-Taxでの申告は、メリットがたくさん！ //

電子申告(e-Tax)は、書面で申告するよりもメリットがたくさんあります！

マイナンバーカードをお持ちの人はぜひご利用ください。



24時間いつでも
申告OK



書面提出よりも所得税が
早く還付される



税務署や役場への
来庁不要



添付書類の一部が
省略可能